

石狩後志海区漁業調整委員会指示第1号

石狩振興局管内石狩市の浜益川河口付近におけるさけ・ます採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和5年6月8日

石狩後志海区漁業調整委員会
会長 濱野勝男

石狩振興局管内石狩市の浜益川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定に基づき、北海道知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

区 域				沖合	期 間
河口及び沿岸		沖合方位（真方位）			
左海岸	右海岸	左方	右方		
100m	200m	280° 00'	280° 00'	300m	令和5年 9月 2日から 令和5年10月11日まで

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。